

第103回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン
センタービル3階ソピアホール

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬枠設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外
取締役を除く。）に対する株式報酬制度に係
る報酬枠設定の件

目次

第103回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	6
事業報告……………	27
連結計算書類……………	42
計算書類……………	45
監査報告……………	48

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。



<https://p.sokai.jp/9076/>

株主各位

証券コード9076
2024年6月4日

岐阜県大垣市田口町1番地

セイノーホールディングス株式会社

代表取締役社長 田口 義隆

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、本招集ご通知（書面）のご送付と併せて、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。本招集ご通知（書面）の内容について、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セイノーホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9076」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）をご参照いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにライブ配信を行います。詳細は「インターネットによるライブ配信のご案内」（5頁）をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7 ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第103期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第103期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠設定の件</p> <p>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠設定の件</p> <p>第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度に係る報酬枠設定の件</p>

以上

- 株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、株主様による株主総会資料の閲覧は、紙媒体から原則ウェブサイトでの閲覧となっております。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本招集ご通知（書面）をお送りいたします。事業報告「会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知（書面）には記載しておりませんので、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトをご覧くださいませようお願い申し上げます。なお、会計監査人および監査役が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知（書面）の記載内容のほか、1頁記載の各ウェブサイトに掲載の「会社の体制および方針」と「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

【株主様へのお願い】

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知（書面）とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知（書面）をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会では、お土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

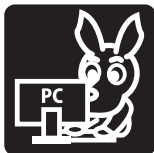
書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知（書面）とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、議案に対する賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンやスマートフォンから、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◇議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時まで



- ① インターネットによる議決権行使は、上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ③ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ④ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ⑤ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ⑥ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

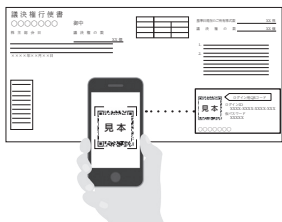
場所 岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

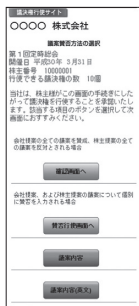
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

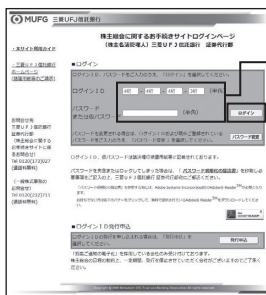
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによるライブ配信のご案内

第103回定時株主総会の模様をZoomウェビナーにてライブ配信いたします。

1. 配信日時

2024年6月26日（水） 午前10時から株主総会終了時刻まで

2. ご視聴方法

パソコン・スマートフォン等で以下のライブ配信用URL、Zoom ID・パスワードをご入力、またはQRコードをかざしていただき、ライブ配信用サイトへアクセスしてください。

- ・株主総会当日9：30からZoomウェビナーへの入室が可能となり、10：00から開始となります。（任意のメールアドレスの入力が必要になります。）

ライブ配信用

URL：

ID：

パスワード：

※初めてZoomをご利用になられる株主様は、ご利用になる端末にアプリケーションをインストールしていただく必要があります。

3. ご留意事項

- ・配信（中継）は会社法上の会場ではございませんので、ご視聴の株主様からは議決権行使、ご質問を承ることができません。ご了承ください。
- ・ご視聴用URL、ZoomIDおよびパスワードを株主様以外に開示しないようご注意ください。
- ・株主様からのご視聴方法やインストール方法についてのお問い合わせに関しましては、誠に恐れ入りますが、対応できかねますのでご了承ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生された際は「Zoomサポート」より動作環境のご確認をお願い申し上げます。
Zoomサポート (<https://support.zoom.us/hc/ja>)
- ・当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
- ・システム障害等による本総会の開催方法の変更、その他のお知らせにつきましては、1頁記載の当社ウェブサイト (<https://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けております。利益配分に関しましては、中間配当を実施し、DOE（自己資本配当率）4.0%以上を目安に年間配当を実施することを基本方針としています。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、普通株式1株につき57円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金43円を含め、1株につき100円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金57円 配当総額 9,885,536,790円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2024年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金を取り崩し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額	別途積立金 66,448,296,631円
(2) 増加する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 66,448,296,631円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、創業以来脈々と受け継がれる経営理念の実現に向かい常にお客様目線に立ち、新しい価値を創造する企業集団として日々業務に邁進しております。今後も企業理念を実践し、持続的な成長と企業価値の向上に努めていく当社の経営の姿勢は普遍であることを明確にするために、現行定款に企業理念の実践を記載するものであります。
- (2) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能をより強化する等、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、重要な業務執行の決定を業務執行取締役委任できる体制とすることにより、経営の意思決定の迅速化を図ることを目的として監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとしたいと存じます。その移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって効力が生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略) (新 設)	第1条 (現行どおり) <u>(企業理念の実践)</u> 第2条 当社は、「 <u>価値創造 (+αの豊かさの提供)</u> 」を使命とし、「 <u>会社を発展させ、社員を幸福にする</u> 」の経営理念の下、「 <u>時・氣 (とき)</u> 」を提供し、お客様の繁栄を第一とした企業活動を行う。 <u>この実現のために中長期視点での経営に努め、当会社を取り巻くあらゆるステークホルダーとの協働により、継続的に社会課題の解決に取り組み、企業価値の向上を図る。</u>

現行定款	変更案
<p>第2条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略) (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり) (株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会</u>または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は<u>取締役会の決議</u>によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は<u>取締役会の決議</u>または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条の2 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条の2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新 設)</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 会社を代表する取締役は取締役会の決議により、これを選定する。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>13名以内とする。</u> 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 会社を代表する取締役は取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中からこれを選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。 ただし、緊急の必要がある場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略) (新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役に対して発するものとする。 ただし、緊急の必要がある場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり) (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任)</u> 第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決議する。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこの期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会規程) 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知) 第32条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日より3日前に各<u>監査等委員</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこの期間を短縮することができる。 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会規程) 第33条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>

現行定款	変更案
<u>(報酬等)</u>	(削 除)
第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
<u>(監査役の責任免除)</u>	(削 除)
第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	
第6章 計算	第6章 計算
第37条～第40条 (条文省略)	第34条～第37条 (現行どおり)
(新 設) (新 設)	附則
	<u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第103回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者につきましては、指名の客観性、公正性および信頼性を確保するため、社外取締役が過半数を占める人事委員会における審議を経て取締役会で決定しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における1. 変更の理由（2）に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	2023年度取締役会への出席状況	専門性				
				企業経営	人事・労務	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル
1	た べち よし たか 田 口 義 隆	代表取締役社長 <input type="checkbox"/> 再任	100% (17回/17回)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
2	た べち たか お 田 口 隆 男	代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業） <input type="checkbox"/> 再任	100% (17回/17回)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
3	まる た ひで み 丸 田 秀 実	取締役国際戦略部担当兼オートモーティブ・バッテリー物流事業部担当 <input type="checkbox"/> 再任	100% (17回/17回)	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
4	の づ のぶ ゆき 野 津 信 行	取締役財務IR部担当兼経理部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当 <input type="checkbox"/> 再任	100% (17回/17回)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	やま だ め ゆ み 山 田 ムユミ	社外取締役 独立役員 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	94% (16回/17回)	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
6	いち まる よういちろう 一 丸 陽一郎	社外取締役 独立役員 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	100% (17回/17回)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
7	たか はし さとし 高 橋 智	執行役員 <input type="checkbox"/> 新任	—	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>

(注) 各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
1	たぐち よし たか 田 口 義 隆	男性	1961年4月20日	766,052株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1985年3月	当社入社		1991年7月	当社常務取締役東部地区担当兼東北地区担当
1985年5月	セイノーアメリカインク出向		1996年6月	当社専務取締役労務部担当
1988年1月	同社社長		1998年10月	当社代表取締役副社長営業本部担当兼経理部担当
1989年5月	当社社長付部長		1999年6月	当社代表取締役副社長経営担当兼経理部担当
1989年7月	当社取締役秘書室担当兼総務部長兼グループ企画室長兼西濃総合研究所長		2001年6月	当社代表取締役副社長経営担当
			2003年6月	当社代表取締役社長（現任）
重要な兼職の状況 関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノーロジックス株式会社、トヨタカロラネット岐阜株式会社、株式会社セイノー情報サービスの代表取締役、公益財団法人田口福寿会の会長				
取締役候補者とした理由				
田口義隆氏は、長年にわたり当社の経営を指揮し、会社使命実現のため経営理念を実践することで基盤強化を図ってまいりました。幅広い知見と豊富な経験による強力なリーダーシップに基づく経営手腕は、当社グループ全体の企業価値の更なる向上と持続的成長のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
2	たぐち たか お 田 口 隆 男	男性	1962年2月2日	431,773株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1984年4月	日清製粉株式会社入社		2006年6月	当社取締役営業担当
1992年7月	岐阜日野自動車株式会社入社		2007年6月	当社取締役自動車販売・関連事業企画部担当
1995年6月	同社取締役営業副本部長		2011年4月	当社取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1998年4月	同社専務取締役		2015年6月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1999年6月	当社取締役営業本部担当付		2015年8月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
2000年4月	当社常務取締役営業本部担当			兼経理部担当兼財務IR部担当
2003年6月	当社専務取締役営業統括担当		2016年6月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
2005年10月	当社取締役輸送事業企画部担当			（現任）
2005年10月	西濃運輸株式会社専務取締役経営担当			
重要な兼職の状況 岐阜日野自動車株式会社、滋賀日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカロラネット岐阜株式会社の代表取締役社長、株式会社セイノー商事の代表取締役				
取締役候補者とした理由				
田口隆男氏は、当社の経営を指揮し、企業価値向上と事業基盤強化を推進してまいりました。自動車販売・関連事業の担当取締役として競争力を高め、収益性の向上に貢献してきた人物であり、当社グループのより強固な経営体制の構築と成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
3	丸 田 秀 実 まる た ひで み	男性	1963年3月4日	80,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1985年4月	国税庁入庁		2005年10月	西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当兼債権管理部担当
1992年7月	紋別税務署長			
1993年7月	経済企画庁物価政策課主査		2005年10月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当
1995年7月	札幌国税局総務課長		2012年4月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼不動産開発部担当
1996年5月	外務省在香港総領事館領事		2013年6月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当
1997年10月	当社入社経営企画室長		2014年4月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼国際戦略室担当
2001年6月	当社取締役経理部担当兼厚生年金基金担当		2014年6月	当社取締役国際戦略室担当
2002年3月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当		2021年3月	当社取締役国際戦略部担当
2004年12月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当兼グループ管理部担当兼会計監査室担当		2023年4月	当社取締役国際戦略部担当兼オートモーティブ・パツテリー物流事業部担当（現任）
取締役候補者とした理由				
丸田秀実氏は、国税庁他官公庁で培った豊富な知識・経験を有し、企画力ならびに実行力を以て海外事業やその他の事業を推進する等の実績を有するとともに、会社経営に関する見識を兼ね備えており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
4	野 津 信 行 の づ のぶ ゆき	男性	1961年5月24日	40,600株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1985年4月	株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行		2016年6月	当社取締役財務IR部担当兼経理部担当
2014年1月	当社入社経営企画室長		2018年4月	西濃運輸株式会社取締役財務部担当
2014年7月	当社経理部・財務IR部統括部長		2022年6月	当社取締役財務IR部担当兼経理部担当兼総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当
2014年7月	西濃運輸株式会社財務部長			
2015年4月	同社執行役員財務部長		2022年6月	西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当
2016年4月	同社取締役経理部担当兼財務部担当		2023年4月	当社取締役財務IR部担当兼経理部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当（現任）
取締役候補者とした理由				
野津信行氏は、金融機関で培った豊富な知識・経験と高度なバランス感覚ならびに、公平・誠実な人柄と高い品格を兼ね備えており、経理・会計面よりグループの経営管理の強化の実績に加え、リスクマネジメントやガバナンスの見識も有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
5	やま だ め ゆ み 山 田 メ ユ ミ	女性	1972年8月30日	18,750株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1995年4月	香栄興業株式会社入社	2016年3月	株式会社IS/パートナーズ代表取締役社長	
1997年5月	株式会社キスミーコスメックス（現株式会社伊勢半）入社	2016年9月	株式会社Eat Smart取締役	
1999年7月	有限会社アイ・スタイル設立代表取締役	2017年6月	株式会社かんぼ生命保険社外取締役	
2000年4月	株式会社アイスタイル設立代表取締役	2017年6月	当社社外取締役（現任）	
2009年12月	同社取締役（現任）	2019年11月	株式会社IS/パートナーズ取締役	
2012年5月	株式会社サイバスター代表取締役社長	2021年6月	SOMPOホールディングス株式会社社外取締役（現任）	
2015年9月	株式会社メディア・グローブ取締役（現任）	2022年5月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外取締役（現任）	
重要な兼職の状況 株式会社アイスタイルの取締役、SOMPOホールディングス株式会社、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの社外取締役				
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要				
山田メユミ氏は、当社コーポレートガバナンス基本方針「女性の活躍推進を含む社内多様性の確保」に合致し、女性の視点を生かしてさらに多様な価値観を生み出し、当社の持続的な成長に繋がる一助となつていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。また、EコマースやUI/UX、ならびにダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの視点から当社の業務執行に対する助言、監督等いただくことを期待しております。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
6	いち まる よういちろう 一 丸 陽 一 郎	男性	1948年10月10日	11,750株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1971年7月	トヨタ自動車販売株式会社入社	2009年6月	あいおい損害保険株式会社監査役	
1996年2月	トヨタ自動車株式会社人材開発部部長	2010年10月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社監査役	
1999年1月	同社カローラ店部部長	2011年6月	トヨタ自動車株式会社常勤監査役	
2000年1月	同社カローラ店営業部部長	2015年6月	同社相談役	
2001年6月	同社取締役カローラ店営業本部本部長	2015年6月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長	
2003年6月	同社常務役員	2017年3月	中外製薬株式会社社外取締役	
2005年6月	同社専務取締役国内営業本部本部長兼カスタマーサービス本部本部長	2017年6月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問	
2009年6月	同社代表取締役副社長	2019年6月	当社社外取締役（現任）	
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要				
一丸陽一郎氏は、企業経営者ならびに監査役としての豊富な経験・知識等から当社の掲げる使命「価値創造」実現に向けた助言や「リスクマネジメント」・「コーポレートガバナンス」面での監督に秀でておられるとの見地より、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。また、企業経営全般ならびに「リスクマネジメント」「コーポレートガバナンス」の観点から当社の業務執行に対する助言、監督等いただくことを期待しております。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
7	たか ※高 橋 智 はし さとし	男性	1962年8月9日	8,350株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1986年4月	当社入社		2018年4月	同社専務取締役ロジスティクス部担当兼東京本社担当 兼株式会社阪急阪神エクスプレス取締役
2003年7月	当社宅配事業部部长		2019年4月	同社専務取締役営業本部担当兼情報システム部担当
2005年5月	当社行動変革プロジェクト推進室部長			兼当社事業推進部担当補佐（輸送事業）
2006年3月	西濃運輸株式会社ボックスチャーター事業部部长		2021年4月	同社専務取締役営業本部担当
2008年4月	同社営業企画管理室室長		2023年4月	同社副社長執行役員営業本部担当
2010年4月	同社執行役員経営戦略部部长			兼当社執行役員事業推進部トランスフォーム推進チーム担当
2012年4月	同社取締役経営戦略部担当		2024年4月	同社代表取締役社長 兼当社執行役員（現任）
2015年6月	同社常務取締役経営戦略部担当			
2016年4月	同社常務取締役ロジスティクス部担当兼東京本社担当			
重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社の代表取締役社長				
取締役候補者とした理由				
高橋智氏は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、入社以来、営業部門・企画部門を中心としたキャリアを歩み、直近では西濃運輸株式会社の代表取締役社長として殊に輸送事業全般についての経営に従事してまいりました。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役候補者としております。				

- (注) 1. ※は、新任の候補者であります。
2. 候補者選任にあたっては、当社コーポレートガバナンス基本方針「優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であること」および「社外役員については、東京証券取引所が定める独立性の要件を有している者であること」に基づき、人事委員会において公正かつ厳正な審査を実施しております。
3. 候補者と当社との間の特別な利害関係は以下のとおりであります。
- (1) 候補者田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、四国西濃運輸株式会社、セイノーロジックス株式会社の代表取締役を兼務し、当社は3社との間で業務委託等の競争関係があります。
- (2) 候補者田口義隆氏は、公益財団法人田口福寿会の会長を兼務し、同法人は当社株式の15.05%を保有する筆頭株主であります。
- (3) その他の各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
4. 候補者のうち、山田メユミおよび一丸陽一郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社と山田メユミおよび一丸陽一郎の両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、山田メユミおよび一丸陽一郎の両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
8. 山田メユミおよび一丸陽一郎の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山田メユミ氏が7年、一丸陽一郎氏が5年となります。
9. 山田メユミ氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、山田芽由美（やまだめゆみ）であります。以後も同様に表記しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者につきましては、指名の客観性、公正性および信頼性を確保するため、社外取締役が過半数を占める人事委員会における審議を経て取締役会で決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における1. 変更の理由(2)に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	2023年度取締役会への出席状況	専門性				
				企業経営	人事・労務	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル
1	伊藤 信彦	常勤監査役 新任	100% (17回/17回)	○		○	○	
2	増田 宏之	社外監査役 新任 社外 独立	100% (17回/17回)			○	○	
3	小松 慶子	— 新任 社外 独立	—				○	○

(注) 各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
1	※伊藤信彦	男性	1962年4月5日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1985年3月	当社入社		2011年6月	同社常勤監査役
2004年12月	当社グループ管理部長		2018年6月	当社常勤監査役（現任）
2005年10月	西濃運輸株式会社グループ管理部長			
2009年4月	西武運輸株式会社（現セイノースーパーエクスプレス株式会社） 常務取締役管理本部長			
重要な兼職の状況				
セイノースーパーエクスプレス株式会社、西濃エクスプレス株式会社、関東運輸株式会社、セイノージャックス株式会社、トヨタカローラネット岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノーストア、株式会社セイノーストア情報サービスの監査役				
監査等委員である取締役候補者とした理由				
伊藤信彦氏は、当社入社以来、経理・債権管理部門に携わり、セイノースーパーエクスプレス株式会社の常勤監査役を2011年から7年間務めた後、2018年に当社常勤監査役に就任しています。当社における多様な知見と豊富な経験を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
2	※増田宏之	男性	1958年3月20日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1981年4月	名古屋国税局入局		2016年7月	名古屋国税局調査部調査総括課長
2013年7月	名古屋東税務署長		2017年7月	半田税務署長
2014年7月	名古屋国税局課税第一部主任国税訟務官		2018年9月	増田宏之税理士事務所代表（現任）
2015年7月	名古屋国税局調査部国際調査課長		2020年7月	当社社外監査役（現任）
			2022年9月	岐建株式会社社外監査役（現任）
重要な兼職の状況				
西濃運輸株式会社の監査役、岐建株式会社の社外監査役				
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要				
増田宏之氏は、税理士の資格を有し、国税局幹部として長年培われた豊富な税務識見を基礎とし、適切なアドバイスを期待するものであります。なお、同氏は直接会社経営に参与した経験を有していませんが、税務の専門家としての長年の経験を通じて企業税務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
3	※小松慶子	女性	1978年11月5日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
2004年10月	弁護士登録 西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所		2021年9月	弁護士法人三浦法律事務所 パートナー弁護士（現任） 株式会社岐阜造園社外監査役（現任）
2011年5月	米国ニューヨーク州弁護士登録		2022年12月	株式会社ブイキューブ社外取締役（監査等委員）
2015年9月	オムロン株式会社入社		2024年3月	株式会社ブイキューブ社外取締役（現任）
2016年10月	株式会社デンソー入社			
重要な兼職の状況 弁護士法人三浦法律事務所のパートナー弁護士、株式会社岐阜造園の社外監査役、株式会社ブイキューブの社外取締役（監査等委員）				
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要				
小松慶子氏は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有するとともに、企業法務部勤務の経験より企業法務実務にも精通しており、これらを当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただくことを期待しております。 また、同氏は、社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与した経験を有していませんが、弁護士法人三浦法律事務所にて企業コンプライアンスおよびM&A等多様な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役候補者としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。				

- (注) 1. ※は、新任の候補者であります。
2. 候補者選任にあたっては、人事委員会において公正かつ厳正な審査を実施し、監査役会の同意を得ております。
3. 候補者と当社との間の特別な利害関係は以下のとおりであります。
- (1) 候補者伊藤信彦氏は、関東運輸株式会社、セイノーロジックス株式会社の監査役を兼務し、当社は両社との間で業務委託等の競業関係があります。
- (2) その他の各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
4. 候補者のうち、増田宏之および小松慶子の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 当社と増田宏之氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。同氏の選任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、小松慶子氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、増田宏之氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、小松慶子氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合は、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
8. 増田宏之氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年11ヵ月となります。
9. 小松慶子氏の戸籍上の氏名は、市橋慶子であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額は、1989年7月28日開催の第68回定時株主総会において10名（うち社外取締役0名）に対し月額2,500万円以内と決議され、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の基本報酬枠を、同業他社等の報酬水準を勘案して、年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と定めることについてご承認をお願いいたしたいと存じます。取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

本議案は、代表取締役2名および社外取締役3名にて構成される「人事委員会」にて原案を策定し、審議を経て取締役会で決定しております。また、当社は、第5号議案から第7号議案が承認可決された場合には、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、ご承認いただいた内容とも整合するよう本総会終了後の取締役会において変更する予定であります。当該方針において定められる基本報酬および業績評価報酬の額、報酬の構成比率、ならびに第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合の取締役の員数などに照らし、取締役に対する基本報酬枠を設定する本議案については、必要かつ合理的な内容となっており、相当な内容と判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役は7名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における1. 変更の理由（2）に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案**監査等委員である取締役の報酬枠設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の基本報酬枠を、同業他社等の報酬水準を勘案して、年額150百万円以内と定めることについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、代表取締役2名および社外取締役3名にて構成される「人事委員会」にて原案を策定し、審議を経て取締役会で決定しており、相当な内容と判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における1. 変更の理由（2）に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入につきご承認をいただき（以下、原決議といいます。）、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2018年6月27日開催の第97回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。本制度は、対象取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案としてご承認をお願いしております対象取締役の報酬枠および2017年6月28日開催の第96回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（社外取締役を含みます。）に対して譲渡制限付株式の付与のため支給する報酬としての金銭債権の総額（年額600百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。））とは別枠で、対象取締役に対する本制度に係る報酬等の額の算定方法および具体的な内容についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、本制度の対象となる当社の取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における1. 変更の理由（2）に係る定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、役位等に応じて、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2018年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

原決議に基づき、当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象取締役への当社株式等の給付を行うため、当初対象期間において187百万円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす対象取締役を受益者とする信託として存続させることとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、360百万円を上限として本信託に追加拠出することとします（注）。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、360百万円を上限とします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社は、対象期間中、拠出額の累計額が上記の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができますものとします。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはありません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、12万株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

対象取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、4万ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

対象取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従い、その時点で在任する対象取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の経過およびその成果

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、国際情勢の不安定化や海外経済の減速に加えエネルギー価格や原材料価格の高止まりなど不確実性が高まる一方、社会・経済活動の正常化が一段と進む中、サービス消費やインバウンド需要の伸長などにより、緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界では、特に建設関連貨物や消費関連貨物が低調に推移する中、原油および原材料価格の高騰や2024年問題への対応もあり、企業活動を取り巻く環境は厳しい状況が続きました。

このような状況におきまして、当社グループは、成長と適切な資本政策によるPBR 1倍超の早期実現に向けてROE8.0%以上を目指すため、「中長期の経営の方向性～ありたい姿とロードマップ 2028～」を策定しました。これに基づき、事業基盤である特積み輸送の優位性を確保しつつ効率化の推進と安定的な成長を図り、またお客様の総合窓口となるべくロジスティクスおよび貸切輸送を成長エンジンに高利益体質へとシフトするなど、成長性、収益性、資本効率のバランスが取れた施策を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は6,428億11百万円（前連結会計年度比1.8%増）、営業利益は234億3百万円（前連結会計年度比17.9%減）、経常利益は244億96百万円（前連結会計年度比25.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は145億61百万円（前連結会計年度比23.4%減）となりました。

〔中長期の経営の方向性～ありたい姿とロードマップ 2028～〕の詳細については、当社ウェブサイトに掲載しております。

https://www.seino.co.jp/seino/media/pdf-lib/shd/ir/account-settlement/202403/202403_1setsumeij.pdf



【輸送事業】

当事業におきましては、ロードマップ2028のもと、主力である特積み輸送では、全国をカバーする路線網に加え数多くの拠点や人材を有する強みを活かし、長距離・高重量帯を中心に適正運賃収受に努めるとともに、新規荷主の積極的な開拓を実施するなど取扱貨物量の確保に努め、成長と収益性の改善を図ってまいりました。

輸送事業の中核会社である西濃運輸株式会社では、関東西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社および東海西濃運輸株式会社を2023年4月1日付で吸収合併し、運行便の効率化を加速させ、中継拠点や集約拠点の見直し、低積載の解消、取扱貨物量に相関した運行体制への刷新などを図ってまいりました。また、収入・取扱貨物量に相関した費用管理をショートインターバルで検証し、成果に繋げてまいりました。その他、Green物流の実現に向け、O.P.P.カンガルー便の積極的な展開を図るとともに、トナミ運輸株式会社と石川県金沢市・愛知県岡崎市において、それぞれ共同配送を開始しております。加えて、日本初の水素燃料電池（FC）大型トラックの実証実験を開始するとともに、水素燃料電池（FC）小型トラックや電気（EV）小型トラックを導入しております。

拠点展開では、西濃運輸株式会社の松戸支店（千葉県流山市）および京都支店（京都市伏見区）の移転、

新木場物流倉庫（東京都江東区）、厚木物流倉庫（神奈川県愛甲郡）、岐阜羽島ロジスティクスセンター（岐阜県羽島市）および九州向け中継輸送の専門店となる北大阪ハブ（大阪府茨木市）の新設、セイノースーパーエクスプレス株式会社富山営業所（富山市）の移転を行い、ロジスティクスインフラの増強や中継業務の効率化による収益の拡大を図っております。

この結果、売上高は4,702億37百万円（前連結会計年度比0.9%減）、営業利益は152億73百万円（前連結会計年度比30.2%減）となりました。

【自動車販売事業】

当事業中、乗用車販売におきましては、半導体不足に伴う供給制限から生産が回復傾向となったことから新車販売台数は第3四半期までは伸長しましたが、メーカーの認証不正の影響もあり、第4四半期の販売台数は減少に転じたものの、通期では新車販売台数は前年実績を大きく上回りました。中古車販売でも、新車販売増加による下取り車の増加もあり卸売りが好調に推移し、販売台数は前年実績を大きく上回りました。また、車検・点検・整備・修理などのアフターサービスにも注力してまいりました。なお、お客様満足度の向上はもとより、営業担当者やサービスメカニックの定着・採用に資する従業員満足度の向上のために投資をしております。

トラック販売におきましては、メーカーのエンジン認証不正問題による出荷停止の影響があったものの、一部車型の出荷再開もあり、大型車や中型車の販売が好調に推移し、新車販売台数は前年実績を上回る結果となりました。また、中古車販売においても前年の販売台数を上回りました。

拠点展開では、トヨタカローラネット岐阜株式会社において鏡島店（岐阜市）を統合するなど、店舗網の効率化を行っております。

この結果、売上高は1,086億63百万円（前連結会計年度比15.3%増）、営業利益は58億8百万円（前連結会計年度比23.3%増）となりました。

【物品販売事業】

当事業におきましては、燃料や紙・紙製品に代表される物品の販売を行っております。特に家庭紙販売が好調に推移し、燃料販売における販売単価の上昇も加わり、売上高は357億47百万円（前連結会計年度比6.7%増）、営業利益は9億48百万円（前連結会計年度比18.5%増）となりました。

【不動産賃貸事業】

当事業におきましては、所有する土地および跡地利用において、ポテンシャルを最大限に活かし、地域において利用価値が高い事業へのトランスフォームを進めております。

その結果、売上高は22億46百万円（前連結会計年度比2.5%増）、営業利益は16億48百万円（前連結会計年度比2.1%増）となりました。

【その他】

当事業におきましては、情報関連事業、住宅販売業、建築工事請負業および労働者派遣業などを行っております。売上高は259億17百万円（前連結会計年度比3.6%減）となりましたが、営業利益は13億94百万円（前連結会計年度比18.8%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は254億42百万円であります。

当連結会計年度に取得した主要な設備は次のとおりであります。

(イ) 土地 石川県金沢市 (14,701.31㎡)

(ロ) 車両 1,438台

(3) 資金調達の状況

当社の連結子会社である株式会社地区宅便は運転資金の安定的な調達を可能とするため、取引金融機関と財務制限条項が付されたシンジケートローン契約を締結しております。

(4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社の連結子会社である西濃運輸株式会社は、2023年4月1日付で、同連結子会社である関東西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社および東海西濃運輸株式会社を吸収合併しました。

2. 財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度 第100期	2021年度 第101期	2022年度 第102期	2023年度 第103期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	592,046	607,657	631,507	642,811
経常利益 (百万円)	27,751	30,269	32,688	24,496
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	16,660	17,255	19,013	14,561
1株当たり当期純利益 (円)	89.31	94.59	104.87	83.72
総資産 (百万円)	672,247	685,266	703,893	689,525
純資産 (百万円)	422,634	433,520	449,727	435,577

3. 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しは、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。一方で、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢など懸念材料もあり、依然として不透明な状況が続くと予想されております。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界におきましては、高齢化、労働人口減少が加速し、2024年問題もあって、商品を運べなくなるリスクの発生が想定されます。

このような情勢において、輸送事業では、ロードマップ2028の目標達成に向けて2年目である今年度は、昨年度に引き続き、自社のみの最適化ではなく、オープン・パブリック・プラットフォーム（O.P.P.）による他社との連携や協業を推進してまいります。具体的には、当社の特積み全国ネットワークによる圧倒的かつ安定した輸送力を持つ強みを生かし、優位性が異なる同業他社とのO.P.P.や非効率な地域を補完し合うO.P.P.を通じて、お客様の利便性向上や物流業界の配送効率向上につなげてまいります。

また、ロジのセイノーを加速させるとともに、注力分野である貸切事業を強化するためハコベル株式会社との協業を深化させてまいります。

その他、2024年4月に、ラストワンマイル関連事業の意思決定の迅速化や効率化を図るため事業会社6社を統括するセイノーラストワンマイル株式会社を発足させ、また神奈川県下のラストワンマイル配送に強みを持つ日祐株式会社（横浜市）を子会社化しております。

自動車販売事業の乗用車販売では、顧客満足度向上に向けた継続的な店舗・サービス工場のリニューアルや商圈分析をもとにした拠点の新設を行うとともに、拠点の統廃合による店舗網の最適化などにより効率化も並行して行ってまいります。また、働き方改革や環境整備により利益率の高いサービス部門を担う整備士の採用・育成に努めてまいります。

トラック販売では、供給制限の緩和や出荷再開により、お客様のご要望に応じた対応が可能となるため、新車販売はもとより中古車販売、リース、保険等の金融商品の販売も合わせて、増販を目指してまいります。加えて、車検・定期点検の早期在庫誘致による台数確保と修理業者等への部品拡販により、収益の確保に努めてまいります。その他、先進整備機器導入などによりES向上を図り、乗用車販売と同様に整備士の定着・採用に繋げてまいります。

物品販売事業、不動産賃貸事業およびその他では、事業領域の拡大や既存事業強化を実施してまいります。

当社グループの経営理念である「会社を発展させ、従業員を幸福にする」のもと、「働く人が誇りを持つ、魅力ある企業」を造り、お客様、協業先様、社会、環境そして従業員家族の未来と幸せに貢献することで、更なる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
西濃運輸株式会社	100 ^{百万円}	100.00%	貨物自動車運送業
北海道西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
セイノースーパーエクスプレス株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
四国西濃運輸株式会社	100	91.02	貨物自動車運送業
九州西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東運輸株式会社	90	100.00	貨物自動車運送業
西濃エクスプレス株式会社	10	100.00	貨物自動車運送業
セイノーロジックス株式会社	100	66.01	国際貨物運送業
トヨタカローラネット岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
岐阜日野自動車株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
滋賀日野自動車株式会社	80	67.00	自動車販売代理店業
株式会社セイノー商事	10	100.00	物品販売業
株式会社セイノー情報サービス	100	100.00	付加価値データ通信サービス業

(注) 関東西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社および東海西濃運輸株式会社の3社は、2023年4月1日付で西濃運輸株式会社に合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	171,435百万円

(注) 当事業年度末日における当社の資産総額は、382,439百万円であります。

5. 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

セグメント	事業の内容
輸送事業	全国縦断の路線網を有し、商業小口貨物輸送およびロジスティクス事業を事業戦略の核として、貸切・引越・宅配などの貨物自動車運送事業と航空・鉄道・海上などの各種交通機関を利用する貨物利用運送事業および倉庫業などを営むグループ
自動車販売事業	乗用車販売およびトラック販売などを営むグループ
物品販売事業	燃料販売および紙・紙製品販売などを営むグループ
不動産賃貸事業	土地・建物など不動産の賃貸
その他	ソフトウェアの開発、住宅販売、建築工事請負および労働者派遣などを営むグループ

6. 主要な営業所(2024年3月31日現在)

(1) 当 社

岐阜県大垣市田口町1番地に本社を置き、次項の連結子会社を統括いたしております。

(2) 子会社

国内では、岐阜県に24社、東京都に16社、大阪府に5社、愛知県に4社、神奈川県に3社、群馬県、埼玉県および千葉県にそれぞれ2社、その他16県に本社を置き、海外では、タイに2社、マレーシア、インドネシア、フィリピン、アメリカ合衆国に各々本社を置いております。その営業拠点は札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・岐阜・大阪・福岡など国内外841カ所に有しております。

7. 使用人の状況(2024年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	26,498 ^名	781 ^名 (減)
女 性	2,356	1 (減)
合 計	28,854	782 (減)

(2) 当社の使用人の状況

使用人数		前事業年度比増減
男 性	215 ^名	78 ^名 (増)
女 性	36	13 (増)
合 計	251	91 (増)

8. 主要な借入先の状況(2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,967 ^{百万円}
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,693
株 式 会 社 十 六 銀 行	1,552
株 式 会 社 群 馬 銀 行	897
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	800

Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 794,524,668株
2. 発行済株式の総数 187,679,783株
3. 株主数 15,712名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人田口福寿会	26,107 ^{千株}	15.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	17,601	10.15
株式会社日本カストディ銀行	16,572	9.56
株式会社十六銀行	6,570	3.79
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,347	3.08
日野自動車株式会社	4,369	2.52
株式会社大垣共立銀行	4,065	2.34
アドニス株式会社	3,440	1.98
東京海上日動火災保険株式会社	3,035	1.75
岐建株式会社	3,000	1.73

- (注) 1. 上記の他、当社保有の自己株式14,249千株（7.59%）があります。自己株式14,249千株には、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」により、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式151千株および株式報酬制度「株式給付信託（J-ESOP）」により、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式4,339千株および「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」により、野村信託銀行株式会社（セイノーホールディングス従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式838千株を含めておりません。
2. 持株比率は自己株式14,249千株を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	54,000 ^株	5 ^名
社外取締役	7,688	3
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、37頁「Ⅳ.4.取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

6. その他株式に関する重要な事項 (従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2019年12月6日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と当社グループの従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価向上への当社グループの従業員の意欲や士気を高めるため、当社グループの従業員に対して自社の株式を給付する「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。本制度は、予め対象会社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。対象会社は、従業員に対し勤続年数や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

(2) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)

当社は、「セイノーホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を2022年3月4日に導入いたしました。本プランでは、当社が信託銀行に「セイノーホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、4年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得した後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(取締役に対する株式給付信託)

当社は、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、BBT制度といっています。)を導入することを決議いたしました。BBT制度は取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、BBT制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象取締役に対して当社が定める役員株式給付規程に従い役位等に応じて、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（額面総額250億円）の当事業年度末日における概要

区分	2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2021年3月31日(ロンドン時間)発行。以下、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)
新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	2,095.3円
新株予約権を行使することができる期間	2021年4月14日から2026年3月17日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況(2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当
代表取締役社長	田 口 義 隆	
代表取締役	田 口 隆 男	事業推進部担当(自動車販売・関連事業)
取締役	丸 田 秀 実	国際戦略部担当兼オートモーティブ・バッテリー物流事業部担当
取締役	野 津 信 行	財務IR部担当兼経理部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当
取締役	小 寺 康 久	事業推進部担当(輸送事業)兼情報システム部担当兼CRE戦略部担当兼サステナビリティ推進部担当
取締役	山 田 メ ユ ミ	
取締役	高 井 伸 太 郎	
取締役	一 丸 陽 一 郎	
常勤監査役	伊 藤 信 彦	
常勤監査役	片 桐 修	
監査役	笠 松 栄 治	
監査役	増 田 宏 之	

(注) 1. 山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏は、社外取締役であります。

2. 笠松栄治および増田宏之の両氏は、社外監査役であります。

3. 当該事業年度における役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。

- ・取締役田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノージャックス株式会社、トヨタカローラネット岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノール情報サービスの代表取締役、また公益財団法人田口福寿会の会長を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社およびセイノージャックス株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。また、公益財団法人田口福寿会は当社株式の15.05%を保有する筆頭株主であります。
- ・取締役田口隆男氏は、滋賀日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラネット岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の代表取締役社長、株式会社セイノール商事の代表取締役を兼務しております。
- ・取締役小寺康久氏は、西濃運輸株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・監査役伊藤信彦氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、関東運輸株式会社、西濃エクスプレス株式会社、セイノージャックス株式会社、トヨタカローラネット岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノール商事、株式会社セイノール情報サービスの監査役を兼務しております。なお、当社は関東運輸株式会社およびセイノージャックス株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。
- ・監査役片桐修氏は、北海道西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、滋賀日野自動車株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。
- ・社外役員の重要な兼職の状況については、40頁「IV.5.社外役員に関する事項」に記載しております。

4. 監査役伊藤信彦、片桐修、笠松栄治および増田宏之の4氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・ 監査役伊藤信彦氏は、当社入社後、経理部に在籍し、経理業務を担当したほか、グループ会社の常勤監査役を務めてまいりました。
 - ・ 監査役片桐修氏は、当社入社後、財務・経理部に在籍し、財務・経理業務を担当してまいりました。
 - ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・ 監査役増田宏之氏は、税理士の資格を有しております。
5. 当社は、取締役山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏ならびに監査役笠松栄治および増田宏之の両氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎ならびに監査役笠松栄治および増田宏之の5氏ともに、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員等であり、被保険者は保険料を負担していません。

4. 取締役および監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけており、取締役の報酬制度についても、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬を策定し、短期のみならず中長期それぞれの目線にて、さらには基本報酬と自社株報酬との割合を考慮した体系としております。具体的には、月額固定報酬と、自社株報酬（譲渡制限付株式報酬ならびに株式給付信託）により構成されており、月額固定報酬は従業員給与を考慮の下、前年度の業績による連動といたしております。

なお、2018年5月11日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議するとともに、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、本総会終結後に在任する役員については、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を各役員の退任時に打ち切り支給することが承認可決されました。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容は以下のとおりです。なお、当社の取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款で定めております。

取締役の報酬限度額は、1989年7月28日開催の第68回定時株主総会において10名（うち社外取締役0名）に対し月額2,500万円以内と決議されており、各取締役の報酬等の額はその範囲内で、取締役会の決議により決定されております。

また、上記の報酬枠とは別枠で、2017年6月28日開催の第96回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入いたしました。本制度に基づき当社の取締役10名（うち社外取締役3名）に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額6億円以内、株式数の上限を年36万株以内（うち社外取締役1億円以内。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり2億円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。各取締役への具体的な配分については、取締役等の在職期間に応じて、取締役会において決定しております。

本制度は、取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。

さらに、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会に基づき、社外取締役を除く7名の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入いたしました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、上記の報酬枠とは別枠で、当社が定める役員株式給付規程に従い、役位等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて給付するものです。

当社は、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時に当初対象期間に対応する必要資金として、3億6千万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、3億6千万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、3億6千万円を上限とします。

なお、当社は、対象期間中、拠出額の累計額が上記の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動制をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

なお、上記に記載のとおり、自社株報酬により付与する株式数は、役位や在職期間等に応じて決定いたしますが、株式等の価値（取締役が得る利益）は、中長期の業績が反映された結果としての株価に連動しております。

監査役報酬限度額は、2004年6月25日開催の第83回定時株主総会において4名の監査役に対して月額400万円以内と決議されており、各監査役の報酬等の額はその範囲内で、監査役の協議により決定されております。

当社は、代表取締役2名および社外取締役3名にて構成される「人事委員会」にて報酬についての提言を行い、株主総会で承認された取締役の報酬等の限度額の範囲内で、取締役会において具体的な報酬額・付与株数を決定します。

また、2021年1月12日開催の人事委員会において、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬を前提とすることを確認し、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしての見地より、中長期的な業績をふまえた具体的な月額固定報酬と、自社株報酬（譲渡制限付株式報酬ならびに株式給付信託）を提言し、同年2月10日開催の取締役会にて当該提言を適切と判断のうえ決定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名が選任された場合の個人別の報酬額については2024年6月に開催予定の人事委員会にて上記方針等を踏まえた原案を策定し、2024年6月26日開催予定の取締役会にて決定の見込みです。

また、監査等委員である取締役3名が選任された場合の個人別の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定の見込みです。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (現金報酬)	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	191 (37)	35 (22)	156 (14)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	24 (1)	24 (1)	— (—)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	216 (38)	60 (24)	156 (14)	12 (5)

(注) 上記非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬制度および株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））であり、割当ての際の条件等は37頁「Ⅳ.4.(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は33頁「Ⅱ.5.当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が役員を兼務する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は14百万円であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役高井伸太郎氏は、高井&パートナーズ法律事務所の代表弁護士を兼務しております。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ② 監査役笠松栄治氏は、笠松栄治公認会計士事務所の代表、税理士法人笠松・植松&パートナーズの代表社員を兼務しております。なお、当社とこれらの事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役増田宏之氏は、増田宏之税理士事務所を営んでおります。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役山田メユミ氏は、株式会社アイスタイルの取締役、SOMPOホールディングス株式会社および株式会社セブン&アイ・ホールディングスの社外取締役に兼務しております。なお、当社と3社との間に特別な利害関係はありません。
- ② 監査役笠松栄治氏は、西濃運輸株式会社の監査役に兼務しております。なお、同社は当社の子会社であります。また、名古屋市に本社を置く株式会社ヤマナカの社外監査役に兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役増田宏之氏は、西濃運輸株式会社の監査役に兼務しております。なお、同社は当社の子会社であります。また、岐建株式会社の社外監査役に兼務しております。なお、当社と同社との間で業務委託等の取引関係があります。

(3) 当事業年度における主な活動状況

- ① 取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（17回開催）		監査役会（10回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	山田メユミ	16回	94%	一回	—%
取締役	高井伸太郎	16	94	—	—
取締役	一丸陽一郎	17	100	—	—
監査役	笠松栄治	15	88	10	100
監査役	増田宏之	17	100	10	100

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

- ② 取締役会および監査役会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
 - ・取締役山田メユミ氏は、起業家としての行動力や決断力、その先見性を背景に中長期的な事業戦略、新規事業やM&A案件に対する成長戦略に言及されるなど、当社の企業価値向上に資する発言をされております。また、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの視点から意見を述べられ、外部環境の変化に対応するアドバイスをされるなど適切な役割を果たされております。

- 取締役高井伸太郎氏は、弁護士としての幅広い専門知識と豊富な経験により、M&A案件、業務提携、企業法務から資金運用に至るまで様々な案件に対し、具体的、実践的な意見を述べられております。特にM&A案件に関しては、戦略的な観点とともに実務的な観点からも助言・指摘されております。また、事業リスク回避や事業計画の妥当性確保に対する意見を述べられるなど適切な役割を果たされております。
- 取締役一丸陽一郎氏は、長年に亘る企業経営者としての豊富な経験、知見から事業環境の変化に対応するための新しい発想の必要性、サステナビリティに対する意見など、積極的な発言をされております。また、客観的な立場から当社の企業価値を高めるための成長戦略やリスクに対する意見を述べられるなど適切な役割を果たされております。
- 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士として、会計・税務上のアドバイスはもとより、その深い知見に基づいた経営戦略、法令改正対応、資金管理、事業リスク、内部統制に関する提言に至るまで、当社の企業価値向上に資する助言・指摘をされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。
- 監査役増田宏之氏は、国税局幹部として長年培われた豊富な税務識見を基礎とし、税理士としての専門的見地から、特に新規事業に対する税務上の注意項目について指摘をされるなど、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切なアドバイスをされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	128百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	152百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、アドバイザリー業務についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況等を会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が適切に決定されたものであることを確認し、同意をしております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	230,369	流動負債	119,838
現金及び預金	80,281	支払手形	2,261
受取手形	5,740	営業未払金及び買掛金	56,701
営業未収金及び売掛金	108,704	短期借入金	3,748
契約資産	1,131	一年内返済予定長期借入金	1,565
有価証券	3,188	未払金	16,662
棚卸資産	20,614	未払費用	16,445
その他流動資産	11,055	未払法人税等	4,969
貸倒引当金	△348	未払消費税等	5,848
固定資産	459,155	契約負債	3,647
有形固定資産	345,654	その他流動負債	7,987
建物及び構築物	116,970	固定負債	134,109
機械装置及び車両運搬具	19,074	転換社債型新株予約権付社債	25,099
工具器具備品	4,974	長期借入金	6,927
土地	189,254	繰延税金負債	2,651
建設仮勘定	5,637	役員退職慰労引当金	1,560
その他有形固定資産	9,742	株式給付引当金	4,806
無形固定資産	15,328	役員株式給付引当金	219
のれん	9,467	退職給付に係る負債	77,392
その他無形固定資産	5,861	資産除去債務	3,984
投資その他の資産	98,172	その他固定負債	11,467
投資有価証券	81,531	負債合計	253,947
長期貸付金	256	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	215	株主資本	403,420
繰延税金資産	9,002	資本金	42,481
その他投資	7,655	資本剰余金	77,175
貸倒引当金	△489	利益剰余金	321,348
資産合計	689,525	自己株式	△37,586
		その他の包括利益累計額	26,960
		その他有価証券評価差額金	23,850
		土地再評価差額金	△100
		為替換算調整勘定	1,540
		退職給付に係る調整累計額	1,670
		新株予約権	2
		非支配株主持分	5,194
		純資産合計	435,577
		負債・純資産合計	689,525

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		642,811
売上原価		569,213
売上総利益		73,597
販売費及び一般管理費		50,194
営業利益		23,403
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	954	
その他収益	1,297	2,271
営業外費用		
支払利息	412	
持分法による投資損失	229	
投資事業組合運用損	303	
自己株式取得費用	125	
その他費用	108	1,178
経常利益		24,496
特別利益		
固定資産売却益	641	
投資有価証券売却益	548	
受取補償金	1,640	
その他特別利益	29	2,859
特別損失		
固定資産処分損	1,051	
減損損失	492	
その他特別損失	194	1,738
税金等調整前当期純利益		25,617
法人税、住民税及び事業税	10,942	
法人税等調整額	206	11,149
当期純利益		14,467
非支配株主に帰属する当期純損失		△94
親会社株主に帰属する当期純利益		14,561

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,481	80,874	346,416	△36,422	433,350
当期変動額					
剰余金の配当			△16,083		△16,083
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,561		14,561
自己株式の取得				△29,999	△29,999
自己株式の処分		188		877	1,065
自己株式の消却		△4,412	△23,545	27,958	-
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		525			525
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△3,698	△25,067	△1,163	△29,930
当期末残高	42,481	77,175	321,348	△37,586	403,420

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	13,763	△96	676	△2,849	11,494	2	4,880	449,727
当期変動額								
剰余金の配当								△16,083
親会社株主に帰属 する当期純利益								14,561
自己株式の取得								△29,999
自己株式の処分								1,065
自己株式の消却								-
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								525
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,087	△4	863	4,519	15,466	-	314	15,780
当期変動額合計	10,087	△4	863	4,519	15,466	-	314	△14,149
当期末残高	23,850	△100	1,540	1,670	26,960	2	5,194	435,577

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	69,136	流動負債	140,501
現金及び預金	44,703	短期借入金	138,555
営業未収金	1,178	未払金	417
有価証券	2,999	未払費用	186
未収法人税等	2,293	未払法人税等	13
未収入金	547	未払消費税等	32
短期貸付金	16,940	その他流動負債	1,296
その他流動資産	794	固定負債	33,014
貸倒引当金	△322	長期借入金	552
固定資産	313,303	転換社債型新株予約権付社債	25,099
有形固定資産	17	退職給付引当金	160
工具器具備品	17	役員株式給付引当金	219
投資その他の資産	313,286	繰延税金負債	6,872
投資有価証券	40,603	その他固定負債	110
関係会社株式及び出資金	267,563	負債合計	173,515
長期貸付金	5,330	(純資産の部)	
その他投資	32	株主資本	190,975
貸倒引当金	△244	資本金	42,481
資産合計	382,439	資本剰余金	116,937
		資本準備金	116,937
		利益剰余金	69,142
		利益準備金	4,262
		その他利益剰余金	64,879
		退職積立金	585
		別途積立金	66,448
		繰越利益剰余金	△2,153
		自己株式	△37,586
		評価・換算差額等	17,948
		その他有価証券評価差額金	17,948
		純資産合計	208,923
		負債・純資産合計	382,439

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
営業収益		
営業収入	1,469	
関係会社受取配当金	10,688	12,157
営業原価		35
営業総利益		12,121
販売費及び一般管理費		3,215
営業利益		8,906
営業外収益		
受取利息	186	
受取配当金	694	
その他収益	93	974
営業外費用		
支払利息	7	
投資事業組合運用損	303	
自己株式取得費用	125	
その他費用	39	476
経常利益		9,405
特別利益		
投資有価証券売却益	529	
関係会社株式売却益	74	603
特別損失		
関係会社投資損失	2	
投資有価証券評価損	98	
その他特別損失	0	101
税引前当期純利益		9,907
法人税、住民税及び事業税	△282	
法人税等調整額	△12	△295
当期純利益		10,203

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
			自己株式 処分差益			退職積立金	別途積立金
当期首残高	42,481	116,937	3,980	120,917	4,262	585	66,448
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			188	188			
自己株式の消却			△4,168	△4,168			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	△3,980	△3,980	-	-	-
当期末残高	42,481	116,937	-	116,937	4,262	585	66,448

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	27,272	98,568	△36,178	225,789	11,116	236,905
当期変動額						
剰余金の配当	△16,083	△16,083		△16,083		△16,083
当期純利益	10,203	10,203		10,203		10,203
自己株式の取得			△29,999	△29,999		△29,999
自己株式の処分			877	1,065		1,065
自己株式の消却	△23,545	△23,545	27,714	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					6,832	6,832
当期変動額合計	△29,425	△29,425	△1,407	△34,814	6,832	△27,982
当期末残高	△2,153	69,142	△37,586	190,975	17,948	208,923

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

セイノーホールディングス株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 近 藤 繁 紀
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 英 喜
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 田 昌 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

セイノーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 繁 紀
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 英 喜
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 昌 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

セイノーホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 信彦 ㊟

常勤監査役 片桐 修 ㊟

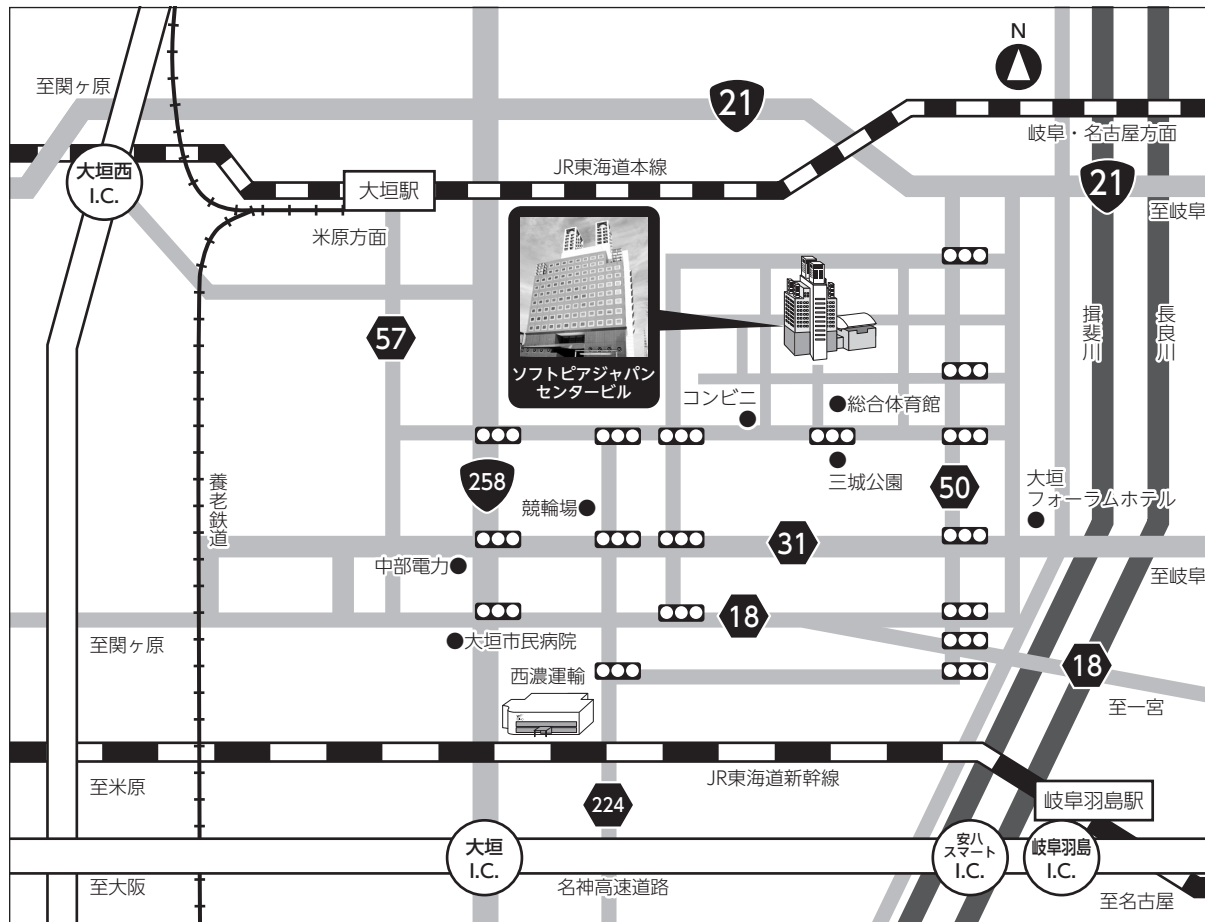
社外監査役 笠松 栄治 ㊟

社外監査役 増田 宏之 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
電話番号 0584-77-1111



お車で越越しの方は、当会場(ソフトピアジャパン センタービル)の駐車場をご利用ください。

名神高速道路	大垣I.C.から	車で約20分
名神高速道路	安ハスマートI.C.から	車で約15分
名神高速道路	岐阜羽島I.C.から	車で約20分

交通機関をご利用の方は、JR大垣駅より名阪近鉄バスをご利用ください。

3番のりば ソフトピア線で約15分 「ソフトピアジャパン」バス停下車

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取ってください。

